

保護者 様へ

インフルエンザ治癒証明から「インフルエンザ受診報告書」に変更になります

お子さまがインフルエンザに感染した場合、本人の健康回復と他への感染防止のため、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」の間、出席停止となります。医師の指示のもと、ご家庭で安静にしてください。この期間については、通常の欠席日数からは除外されます。

なお、従来は、医療機関で「治癒証明書」を取得してから再登校していただいていたのですが、インフルエンザ流行期における患者本人や医療機関の負担軽減のため、今年度より、インフルエンザにかかる「治癒証明書」を「インフルエンザ受診報告書」に変更いたします。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

※感染が確認されましたら、医療機関で医師記入欄に記入された「インフルエンザ受診報告書」を受け取ってください。インフルエンザが治癒し、再登校する際は、改めて医師の診察を受ける必要性はありませんが、受診時の医師の指示に従ってください。

※この報告書は、那珂川町・那須烏山市の医療機関に備え付けられています。那珂川町・那須烏山市以外の地区で受診される場合は、医師の対応が異なる場合がございますので、医師の指示を受けてください。

※インフルエンザ以外の学校感染症(麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、感染性胃腸炎等)につきましては、これまで同様、再登校の際に「治癒証明書」を提出してください。

インフルエンザの罹患が疑われたら・・・

①医療機関を受診。

↓

②医療機関から医師記入欄に記入された「インフルエンザ受診報告書」を受け取る。

↓

③学校へ連絡。(烏山高等学校 電話 0287-83-2075)

↓

④保護者記入欄に体温の記録をつける。

↓

⑤インフルエンザが治癒(出席停止の期間が経過)したら、保護者記入欄に記入、押印した「インフルエンザ受診報告書」を再登校の際に担任へ提出する。

登校日の考え方は裏面をご覧ください。

出席停止の期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
------------	-------------------------------

登校日の考え方

① 発症した後5日を経過

発症した日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	★発症後 6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

② 解熱した後2日を経過

解熱日	解熱後 1日目	解熱後 2日目	★解熱後 3日目
月 日	月 日	月 日	月 日

③ 登校日

① と②の太枠の日にちの遅い方が登校日となります。

登校日： 年 月 日

出席停止の期間の例

○発症後2日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可能日
		解 熱	1日目	2日目		

○症後4日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		登校可能日
				解 熱	1日目	2日目	